

平成 20 年 7 月 28 日  
健康福祉事業本部  
福祉部介護保険課

## 第 4 期（平成 21～23 年度）介護保険事業計画における 地域密着型サービス拠点の整備の方向性について

### 1 施策の方向性

地域密着型サービスは、第 3 期介護保険事業計画では、日常生活圏域ごとのサービス利用見込み量から、圏域ごと・年度ごとにサービス事業者の整備数を定め、それに基づいて整備を進めてきた。

それにより、一定程度の整備は進んだが、サービス種類によっては、計画通り整備することができなかった。その評価については、以下に示すとおりである。

第 4 期介護保険事業計画では、第 3 期と同様に地域バランスを考え、整備数を定めていくが、第 3 期の整備状況の評価等から、より整備を促進するため、サービス種類の利用状況等その内容を考慮し、圏域・年度等については、柔軟な整備計画を検討していく。

### 2 サービス事業者毎の整備状況の評価と第 4 期の整備の考え方

(1) 認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という。）

#### 1) 評価

○グループホームは、平成 18 年度当初 14 事業所（10 事業所開設・4 事業者選定）であったが、第 3 期中に 5 事業者を選定し、各圏域 3～6 事業所、合計で 19 事業所が整備されることとなった。

○特に、光が丘圏域では事業所数は 0 であったが、地域バランスを考慮し、計画上で光が丘圏域に 4 事業所の整備数を示したことで、民間事業者が積極的に応募した結果、3 事業者を選定することができた。

○グループホームと入居者の住所地を検証した結果、約 4 割は、事業所のある圏域と異なっていた。これは、入居にあたって次のような理由によるものと考えられる。①グループホームの空き室の状況や運営法人の運営指針等の違い ②家族・親類等の住所地の近隣 ③道路・交通の状況等個人の生活圏域と行政の圏域の違いなど。

○公募をしていない圏域に複数の事業者から応募の相談があった。

○光が丘圏域は、まだ、他の圏域に比べ整備数は少ないが、区全体では、グループホームの空白圏域がなくなり、地域バランスが欠ける状況は、解消されつつある。

[現在の整備状況（予定も含む）]

圏域	練馬	光が丘	石神井	大泉	区内
整備数	5 事業所	3 事業所	6 事業所	5 事業所	19 事業所
定員	72 人	54 人	96 人	72 人	294 人

#### 2) 整備の考え方

以上のことから、グループホームの整備計画は、引き続き光が丘圏域の整備を重点的に進めるが、圏域等については柔軟な対応を検討していく。

(2) 小規模多機能型居宅介護

#### 1) 評価

○小規模多機能型居宅介護は、平成 18 年度に創設された新しいサービスである。

各圏域1事業所ずつ合計4事業所が開設し、更に、光が丘・石神井圏域に各1事業者を選定しており、合計で6事業所が整備されることとなった。

- 事業運営状況については、開設当初、登録定員25人に満たない状況が続いていたが、開設後1年を経過した事業所では、利用定員に対して7～10割の登録率であり、利用者のニーズは十分あると見込まれる。
- しかし、本事業は、創設されて間もない事業であり、被保険者に十分周知されていない状態であり、事業者も参入を控えている状況である。

[現在の整備状況（予定も含む）]

圏域	練馬	光が丘	石神井	大泉	区内
整備数	1事業所	2事業所	2事業所	1事業所	6事業所
登録定員	25人	50人	50人	25人	150人

## 2) 整備の考え方

区では、小規模多機能型居宅介護を地域密着型サービスの重点事業と考え、独自加算基準を設定した。今後は、土地等の確保や開設初年時の負担軽減など事業者への支援・区民への周知など引き続き事業者が参入しやすい環境を整備していく。また、本事業は、「通い」が中心のサービスであるので、特に、地域バランスを保ちながら、生活圏域毎に整備を進めていくものとする。

## (3) 認知症対応型通所介護（以下「認知デイ」という。）

### 1) 評価

- 認知デイは、小規模多機能型居宅介護と通所介護（以下「一般デイ」という。）の「デイサービス（通い）」という点では、同種の事業である。従って、第3期計画では、2事業所の整備計画とし、新たなサービスである小規模多機能型居宅介護を中心に計画した経緯がある。
- ここ数年、一般デイの事業所数の伸びが高く、一般デイと併設を希望する事業者も見込まれる。
- 現時点では、光が丘圏域の事業所数は多いが、概ね地域バランスは保たれている。

[現在の整備状況（予定も含む）]

圏域	練馬	光が丘	石神井	大泉	区内
整備数	3事業所	7事業所	4事業所	4事業所	18事業所
定員	54人	68人	43人	46人	211人

## 2) 整備の考え方

認知症高齢者に対応するデイサービスの必要性は高い。

今後は、小規模多機能型居宅介護の整備計画と調整しながら、事業者等の需要に対応した圏域等について、柔軟な対応を検討していく。

## (4) 夜間対応型訪問介護

### 1) 評価

- 平成18年11月に練馬圏域に1事業所開設した。基準省令の運営基準上、1事業所において概ね300人まで利用できるが、現在、利用者数が70人弱と伸びていない状態である。

○その主な利用者は、練馬・光が丘圏域の利用者が多い状況から、石神井・大泉圏域の被保険者は、利用しにくいサービスととらえていると考えられる。

## 2) 整備の考え方

生活圏域に夜間でも安心して対応できる事業者を整備することは、必要であるとする。利用者数が伸びない現状では、各圏域に1事業者の整備は困難であるが、複数の事業所があった方が被保険者にとって事業者を選択できるメリットがあることから、石神井または大泉圏域の計画を検討する。

## (5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「小規模特養」という。）

### 1) 評価

○小規模特養は、平成18年度に創設された新しいサービスである。

○練馬・石神井圏域に1事業所ずつ整備を計画したが、応募がなく、整備が進まなかった。これは、小規模の単独事業として運営をすることが厳しいことなどによるものとする。

### 2) 整備の考え方

特別養護老人ホームの入所待機者が2000人を超えている状況では、広域型の特別養護老人ホームの整備も進める必要がある。

一方で、小規模特養は、本体施設のあるサテライト型居住施設や居宅サービス事業所や地域密着型サービス事業所との併設など、小規模である特性を活かして、土地等の確保や補助金制度の見直しを検討する。また、圏域についても、柔軟な対応を検討していく。

## 3 その他の検討事項

### (1) 日常生活圏域ごとの必要利用定員総数を上限に指定することについて

第4期の介護給付費の積算上、区の必要利用定員総数の上限数を設定していかなければならない。ただし、圏域については、柔軟に公募・指定できるような仕組みを検討していく。

### (2) 補助金制度について

区では、地域密着型サービス拠点を整備する事業者に対して、施設整備費補助や設備整備費補助を行っている。補助金の財源として、国交付金や都補助金を活用している。今後は、更に整備促進が図れるよう補助制度の改正を検討していく。

### (3) 土地等の確保・民間事業者による整備について

土地等の確保については、区有地の活用や都営住宅等の建替の機会を捉えて、東京都への施設建設の要望を提出するなど地域バランスを考慮しながら、整備用地等の提供について検討していく。特に整備が遅れている小規模多機能型居宅介護・小規模特養について、民間事業者等に整備を働きかけることを検討していく。

### (4) 認知症の方を支える拠点について

認知症の方を地域で支える仕組みとして、地域包括支援センターを基点とし、民生委員、認知症の家族会、医療機関等地域との連携を強化していく中で、特に地域密着型サービス事業所をその一拠点としていくことを検討していく。